健 第 251 号 令和2年5月13日

環境保健センター所長 殿

保健福祉部健康推進課長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から別添のとおり通知がありましたので、御了知をお願いします。

保健福祉部健康推進課

担当:村上

TEL:086-226-7331

FAX: 086-225-7283

健感発 0 5 1 3 第 4 号 令和 2 年 5 月 1 3 日

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 2 年 2 月 4 日付け健感発 0204 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症に関する現時点の知見及び検査方法の開発状況等に鑑み、届出通知における新型コロナウイルス感染症について別紙のとおり改正することとしました。当該改正の概要等については、下記のとおりですので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

- 1 届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の改正概要
  - (ア) (2) 臨床的特徴等について、症状等について 5月13日時点の知見に基づき改正した。
  - (イ) (3) 届出基準について、
    - ① 検査方法に「迅速診断キットによる病原体の抗原の検出」及び検査材料に「鼻咽頭拭い液」を追加した。
    - ② 分離・同定による病原体の検出及び検体から直接の核酸増幅法による病原体の 遺伝子の検出の検査材料について、現時点における知見を踏まえ、病原体や病 原体の遺伝子の検出頻度の高い検体を明記した。

なお、実際に新型コロナウイルス感染を疑う患者等に対する核酸増幅法にお

いて使用する検体については、引き続き、国立感染症研究所が作成している「2019-nCoV(新型コロナウイルス)感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」で示されている「検体送付の優先順位」に従って実施されたい。

(参考) 国立感染症研究所 2019-nCoV(新型コロナウイルス) 感染を疑う患者の検体採取・ 輸送マニュアル

https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2518-lab/9325-manual.html

- (ウ)(4)感染が疑われる患者の要件のうち、「WHOの公表内容から」については、流行の実態を迅速かつ柔軟に反映させるため、WHOの公表内容に限らず、「新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域」を示すため修正をした。
- (エ)(4)感染が疑われる患者の要件として、「新型コロナウイルス感染症に関する行政検査について」(令和2年2月27日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡。以下「2月27日事務連絡」という。)別紙において「1 検査対象者」となる場合を、新たに追加した。
- 2 適用日等 令和2年5月13日より適用する。
- 3 その他
  - (ア) 届出通知の別紙における「第7 指定感染症」の改正により、別段の定めが必要な場合については、別途通知等によりお知らせする。
  - (イ) 2月27日事務連絡は本日をもって廃止する。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」 改正後 現行 (別紙) (別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1~6 (略) 第1~6 (略) 第7 指定感染症 第7 指定感染症 (略) 1 (略) (1) (略) (1) (略) (2) 臨床的特徴等(2020年5月13日時点) (2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点) 現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関 現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関 などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華 などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華 人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられ、世界的に感染地 人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感 域が拡大している。 染地域が拡大している。 臨床的な特徴としては、潜伏期間は1~14日(通常5~6日)である。主 臨床的な特徴としては、潜伏期間は2~10日であり、その後、発熱、 な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結 咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5~14 膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。一部のものは、主に5 日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部 X 線写真、胸部 CT などで肺炎像 ~14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部 X 線写真、胸部 CT などで が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリ 肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症 スクが一定程度あると考えられている。 化するリスクが一定程度あると考えられている。 (3) 届出基準 (3) 届出基準 ア ~ エ (略) ア ~ エ (略) オ 感染症死亡疑い者の死体 オ 感染症死亡疑い者の死体

(略)

(略)

検査方法	検査材料	
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気 <u>管</u> 吸引液、肺胞洗浄液、 咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭	
検体から直接の <u>核酸増幅法</u> による病原体の遺伝子の検出	い液 <u>、鼻咽頭拭い液、便、唾液</u> 、 剖検材料 <u>、その他検査方法に適</u> する材料	
迅断診断キットによる病原体の 抗原の検出	鼻咽頭拭い液	

### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア<u>からオまでのいずれか</u>に該当し、かつ、他の感染症又は 他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場 合、これを鑑別診断に入れる。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、 新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があ るもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型 コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住し ていたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型 コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住し ていたものと濃厚接触歴があるもの

#### 工 (略)

- <u>オ</u> アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロ ナウイルス感染症を疑うもの
- 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検 査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、
	咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭
検体から直接の <u>PCR法</u> による	い液、剖検材料
病原体の遺伝子の検出	

### (4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又は工に該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、 新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があ るもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に<u>WH</u> <u>Oの公表内容から</u>新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている 地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に<u>WH</u> <u>Oの公表内容から</u>新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている 地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

工 (略)

(新設)

## した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

• 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※(略)

別記様式1~5 (略) 別記様式6-1

	●府県知事 (保健所能の予防及び感染症の患能により、以下のとおり	者に対する			殿 1 2 条第 1 項(同条第 6 項において準用する場合を含む。	.)
UJ MET (					報告年月日 令和 年 月	B
	医師	の氏名			<u>印</u> (署名又は記名押印のこと	)
		する病院・ 病院・診療				
		番号(※)		(	) –	
1	診断(検案)した者(			療所に従る	はしていない医師にあっては、その住所・電話番号を記載	()
				似症患者	・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の死体	
2	当該者氏名	3 性別 男・女	4 生年 年		5診断時の年齢(0歳は月齢) 6 当該者職業 日 歳 ( か月)	
7	当該者住所	9.8	4	н	日 魔( か月)	-
					電話 ( ) 一	
8	当該者所在地				■話 ( ) −	
9	保護者氏名	10 保	護者住所	(9	、10は患者が未成年の場合のみ記入)	
					電話 ( ) 一	
症 状 12 診断方法	・多業器不全・全会 下痢 結膜数 ・その他 ( ・分離・同定による吸 ・分離・同変、気 無数は ・ 発験吸引液、鼻の他 ( 線体球取日(	・嗅覚・味 原体の検出 引液、肺胞炎 い液、鼻咽頭	覚障害 た浄液、咽頭 質拭い液、(	前拭い液、	①都染原因・都染経路( 確定・推定 ) 1 飛沫・飛沫核都染(都染源の種類・状況: 2 接触都染(接触した人・物の種類・状況:	
,,,	候件採取日 ・検体から核酸増幅法 の病原体遺伝子の検 検体: 喀痰、気管吸 鼻腔吸引液、鼻腔状 創検材採取日 (結果 ( 陽性・陰性	生) (PCR 法 出 別液、肺胞液 い液、鼻咽頭 月 日	た浄液、咽頭 頂拭い液、値	質拭い液、	3 その他( ② 都染地域( 確定・権定) 1 日本国内( 都選府県 市区町村) 2 国外( 国 ) 詳細地域 ) 複数の国又は地域該当する場合は全犯載する と 減転開催(出国日 年 月 日・入国日 年 月	この届出は診断後を

※(略)

別記様式1~5 (略) 別記様式6-1

		新型コ	ロナウイル	ス感	染症 発	#届					
新王コロア アイルハ 忠未近 光工/田											
都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿											
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定により、以下のとおり届け出る。											
機告年月日 令和 年 月 日 医師の氏名											
(署名又は記名押印のこと)											
後事する病院・診療所の名称 上記病院・診療所の所在地(※)											
<u> </u>											
	診断(検案)した者(死	体)の類型									
	者(確定例) ・無症状 当該者氏名	病原体保有者 3性別 4	・疑似症患者	· 55	を 症死亡者の死 5 診断時の年						
- :		男・女	年 月	B	歳(		O DEXT	1 NUK			
7	当該者住所					雷丝	( )				
8 1	当該者所在地										
9 (	保護者氏名	10 保護者	<b>計住所 (9</b>	, 10	は患者が未成年		( )				
						電話(	)	-			
П	·発熱 ·咳 ·贝	亥以外の急性吗	吸器症状	18	感染原因・感	染経路・感染	地域		l		
	<ul><li>・重篤な肺炎・ガ</li><li>・その他(</li></ul>	色性呼吸器症例	群								
			)	①整	<b>東原因・感染経</b>	路(確定・	推定)				
状	・なし			1	義沫・飛沫核感	染(感染源の	種類・状況	:			
12	<ul><li>分離・同定による病別 検体(喀痰、気道吸</li></ul>		A A MINE THE	1				,			
	液、鼻腔吸引液、鼻			2	<b>妄触感染</b> (接触	した人・物の	種類・状況	:			
断 方	他:	)									
法	・検体から核酸増幅法!			3 .	その他(			)	0		
	検体(喀痰、気道吸液、鼻腔吸引液、鼻			② 感染地域 ( 確定・推定 )					届出		
	他:	)							は		
									断		
				٤.	度航期間(出国)	3年月1	日・入国日	年 月 日	後直		
					国外居住者につ				ちに		
					その他感染症		近及び当該	者の医療の	行っ		
				75001	- 広郷か必要と	総のの事項			てく		
									ださ		
	初診年月日		年 月 日	1					Š		
	診断(検案(※))年月日 感染したと推定される年		年 月 日 年 月 日								
16発病年月日(*) 令和 年 月 日											
1 7 死亡年月日 (※) 令和 年 月 日   (1, 3, 11, 12, 18 欄は抜当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。											
(※)欄は、死亡者を検索した場合のみ記入すること。(*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。											
11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)											

#### の 届 出 は 診 断 後 直 ち に 行 つ て < だ さ い

# 新型コロナウイルス感染症 発生届

### 都道府県知事(保健所設置市長・特別区長) 殿

医師の氏名

電話番号(※)

<u>従事する病院・診療所の名称</u> <u>上記病院・診療所の所在地(※)</u>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項(同条第6項において準用する場合を含む。) の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年

(※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

印

(署名又は記名押印のこと)

1	1 診断(検案)した者(死体)の類型										
・患者(確定例) ・無症状病原体保有者 ・疑似症患者 ・感染症死亡者の死体 ・感染症死亡疑い者の											
2	当該者氏名	3 性別	4 4	生年月I	Β		5診断時の年齢(0	歳は月齢)	6 当該者職業		
		男・女		年	月	日	歳(	か月)			
7	当該者住所						1	電話	( ) –		
8	当該者所在地										
									( ) –		
9	保護者氏名	10 保	護者住	所	(9	、10	は患者が未成年の場		2入)		
	電話( ) 一										
	T =. +.					1					
	· 発熱 · 咳 · 吲					1 8	感染原因・感染経	路・感染	地域		
11	・肺炎像・重篤な肺炎										
症	・多臓器不全・全身は			・嘔気	,/ 嶇吐	①感	染原因・感染経路(	確定•	推定		
状	・下痢 ・結膜炎 ・その他(	・嗅覚・味	見陧吉		`						
1人	・その他(				)	1	飛沫・飛沫核感染(	(感染源の			
12	・	百休の埝出				1			)		
診断	検体:喀痰、気管吸引 鼻腔吸引液、鼻腔拭い 剖検材料、その他(	液、肺胞洗	<b>上净液、</b>			2 接触感染(接触した人・物の種類・状況: )					
方 法	検体採取日( 結果( 陽性・陰性		)			3	その他(		)		
	・検体から核酸増幅法( る病原体遺伝子の検出 検体:喀痰、気管吸引 鼻腔吸引液、鼻腔拭い 剖検材料、その他( 検体採取日( 結果(陽性・陰性	出  液、肺胞洗 い液、鼻咽頭 月 日	た浄液、 頁拭い液	咽頭拉	tい液、	1 2 ※ と。	国外( 詳細地域	S道府県 国 該当する <sup>:</sup> 年 月			
	・病原体の抗原の検出(イムノクロマト法など) 検体:鼻咽頭拭い液 検体採取日( 月 日) 結果( 陽性・陰性 )						19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項 ・届出時点の入院の有無(有・無) 入院例のみ(入院年月日 令和 年 月 日)				
	3 初診年月日	令和	年	月	日						
	↓診断(検案(※))年月日		年	月	日						
	5 感染したと推定される年 3 発症年日日(**)		年	月	日						
	6 発病年月日(*) 7 死亡年月日(※)	令和 令和	年 年	月 月	日日						

<sup>(1, 3, 11, 12, 18</sup> 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

<sup>(※)</sup> 欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。(\*)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。 11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)